

令和8年3月30日

福知山市議会議長 様

会派名 新政会

代表者名 田淵裕二

政務活動費実績報告書

令和7年4月1日付け福議第336号により交付決定のあった政務活動費において、令和7年度下半期（10月から3月）の政務活動が完了したため、福知山市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第2項及び第3項の規定により、下記のとおり実績報告書を提出します。

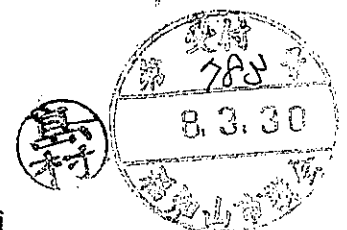
記

- 1 令和7年度政務活動費の額（下半期） 381,260 円
- 2 政務活動費の対象となる経費の内訳

項目	金額（下半期）	主な支出内容
調査研究費	34,650 円	タブレット端末通信費
研修費	346,610 円	1/27・28の研修について
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	381,260 円	

添付書類

- ・ 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- ・ 政務活動費の収入額及びその内容に関する書類
- ・ 政務活動費の支出額及びその用途に関する書類
- ・ 政務活動費の支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類



支出科目: 調査研究 費
 合計金額: 34,650 円

納入通知書兼領収書

口座番号 01090-7-960071 加入者名 福知山市会計管理者

令和7年度 呼出番号 00555042

納付者 福知山市字内記13番地の1
 新政会 様

タブレット端末通信費議員負担金 (会派請求分)
 令和7年度下半期分

納付金額 34,650円

納入期限 令和 8年 3月 18日

所属 010100 議会事務局
 会計 01 一般会計
 款 22 諸収入
 項 04 雑入
 目 03 雑入
 節 01 雑入
 細節 60 その他の雑入
 細々節 15 タブレット端末通信料議員負担金

上記のとおり納付してください。
 令和 8年 2月 27日
 福知山市長 大橋 一夫
 上記のとおり領収しました。

京都府福知山市 市町村コード 262013

領収日付印
 (納付者保管)

納めるところ

- 福知山市役所会計室及び各支所出納窓口
- 京都銀行 本店・支店
- 京都北都信用金庫 本店・支店
- 京都丹の国農業協同組合 本店・支店
- 近畿労働金庫 福知山支店
- 但馬銀行 福知山支店
- 但馬信用金庫 福知山支店
- 福知山市内の京都農業協同組合
- 福知山市内の中兵庫信用金庫
- 近畿2府4県の郵便局 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)

元調定伝票番号 07-018917



00555042

No. 11

R7 上半期

タブレット端末使用状況

(令和7年4月1日～令和7年9月30日)

会派名 新政会

使用日	使用目的	使用内容
4月24日(水)	会派内協議	議会運営委員会審議事項の会派内情報共有
5月2日(金)	会派内協議	5月臨時会・6月定例会の日程に係る情報共有
5月7日(火)	会派内協議	各派幹事会の報告
5月13日(月)	会派内協議	5月臨時会上程議案に係る会派協議
5月27日(月)	会派内協議	議会運営委員会審議事項の会派内情報共有
5月29日(水)	会派内協議	6月定例会一般質問の仮通告
6月3日(月)	会派内協議	6月定例会一般質問の本通告
6月5日(水)	会派内協議	議会運営委員会審議事項の会派内情報共有
6月25日(火)	会派内協議	9月定例会の日程に係る情報共有
6月25日(火)	会派内協議	各派幹事会の報告
7月25日(金)	会派内協議	議会運営委員会審議事項の会派内情報共有
8月25日(月)	会派内協議	9月定例会一般質問の仮通告
8月28日(木)	会派内協議	決算審査委員会代表者会議審議事項の会派内情報伝達
9月1日(月)	会派内協議	9月定例会上程議案に係る会派協議
9月1日(月)	会派内協議	議会運営委員会審議事項の会派内情報共有
9月16日(火)	会派内協議	決算審査委員会に向けての会派内協議
9月22日(月)	会派内協議	決算審査委員会の自由討議に向けての会派内協議

(様式1)

令和8年3月30日提出

福知山市議会

議長 吉見 茂久 様

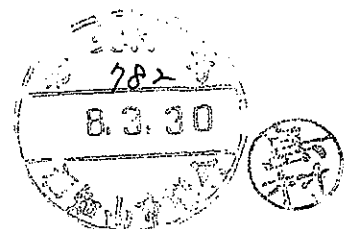
会 派 名 新政会

代表者名 田淵 裕二

政務活動費研究研修視察報告書

- 1 視察・研修年月日 令和8年1月27日～(火)～28日(水)
- 2 研修先 (1) 東京都文京区千石2-34-6 廣瀬行政研究所
- 3 参加者氏名 1日目：田淵裕二、岡野天明、
2日目：田淵裕二、岡野天明、井上雄一、片山正紀
以上 4 名
- 4 経 費 合計 346,610 円 (86,652 円/1 人あたり)
- 5 添付資料 視察研修行程表・写真・資料 (別添のとおり)
- 6 経費精算書 (別添のとおり)

(様式2)



研修項目

- ・ 1 日目 「政策議会の実現に向けた議会・議員の取り組み」について
- ・ 2 日目 「議員のコンプライアンスとハラスメント条例の作り方」について
- ・ 講 師
1 日目 土山希美枝（法政大学法学部教授）

北海道芦別市出身。2000年3月法政大学大学院社会科学研究科政治学専攻博士課程修了。博士（政治学）。龍谷大学政策学部教授を経て、2021年4月より法政大学法学部教授。著書に『「質問力」でつくる政策議会』（公人の友社、2017年）等多数。

- ・ 研修項目・ 1 日目 「政策議会の実現に向けた議会・議員の取り組み」について

1 研修内容

○ 1 日目（午前）政策議会をつくる二元代表制と広場としての議会

（1）定員減と、なり手不足問題が示すものとして。（共同調査）

- ・ 定数削減問題の本質は議員定数ではない。

市民が持つ「議会と議員の印象」についての実態調査。

地方議員は何をしているかわからない。52.7%

地方議会は何をしているかわからない。50.7%

地域の発展を考えている。37.9%

議員を支持する組織や団体は、その利益を考えている。37.1%

街の問題や議会の情報をつたえている。30.5%

まち全体の将来を考えている。30.4%

（ローカル・マニフェスト推進連盟・早稲田大学マニフェスト研究所 共同調査）

- ◎ 議会・議員からの情報発信不足が大きく影響していると考えられる。

2. 議会・議員象の再設定

- ・ 自治体は「市民が必要とする〈政策・制度〉を調整する為の機構」

議会は「政策・制度」自治基本条例＝行政基本条例＋議会基本条例をもって〈政策・制度〉を、よく整備するため、異なる権限と役割を権限を与えられた機構。

- ・ 議会基本条例の普及状況と背景、自治体議会の約6割が議会基本条例を制定してい

る。

市議会に限ると 71.4% が制定 (2023年末時点)。法律で義務付けられていないにもかかわらず、これほど普及した条例は珍しい。(最初の制定は 山形県金山町2001～2002年頃)。

- ・「議会全体の6割ぐらいが議会基本条例をつくっているという状態になっている。
 - ・議会基本条例が描く“議会像・議員像、条例に共通して書かれる理念は以下の通り)
 - ・住民福祉の向上 (=政策や制度を良い状態に整えること)
 - ・開かれた議会 (市民に見える場で議論する)
 - ・政策形成への主体的関与 (行政とは異なる視点からの監視、提案機能)
- ◎ しかし、理念と現実にはギャップがあり、書いてある自画像と現実の議会の間はまだまだ距離がある。政策議会としての実績と周知を上げるための成果がまだ上がっていない。

3. 議会による広報広聴の戦略

議会の「成果」を積み重ね、見える化破棄かわん

政策形成の流れを「行政ルート」「議員ルート」「市民ルート」に分けて説明。

- ・行政ルート、行政が議案を作り、議会が審議する従来型。
- ・議員ルート、一般質問などを通じて議員が課題を提示するが、現状は「議員個人の質問」で止まり、政策形成につながりにくい。
- ・市民ルート、市民の意見を議会が受けて委員会で分析し、政策に反映する。改革の中心) 市民からの意見を分析して各委員会に割り当て…議会の政策形成ルートに乗せて行く。

4. 先進事例

- ・長野県飯田市議会、・円卓形式の議会報告会・年間400件の市民意見を分類している。
- ・委員会で検討し、政策に反映・広報・広聴委員会が集約し市民へフィードバック。
- ・北海道鷹栖町議会、・新聞折込の議会広報を年4回発行・「議会が何をしているか」を市民に伝える工夫が必要。

5. 議会改革の本質

- ・改革の目的は、項目をこなすことではなく、政策や制度をより良くするという成果を生み出すこと。改革項目をどれだけやったかというチェック以上に、本来しなければいけない
- ・「成果の検証」。議会は、市民の課題を共有し、委員会で議論し、議会として意思決定し、政策に反映する。という一連のプロセスを回す責任がある。

6. 【所感】

「議会は政策形成の主体であるべき」という強いメッセージを受けた。

- ・議会基本条例の普及と意義そして再確認。・理想の議会像と現実のギャップを学んだ。
- ・市民参加を組み込んだ政策形成プロセス・飯田市・会津若松市などの先進事例を学んだ。「改革の本質は“成果”であること・議会の広報広聴の戦略と市民と議会が繋がる必要を感じた。

○1日目（午後）政策会議の質問

・ 1. 「政策会議」の基本理念

- ・ 午後の研修は、「政策議会」＝議会が自治体の政策・制度をより良い状態に制御する主体であるという理論についての研修内容で、さらに議員活動が十分に活かされていない理由を問題提起の内容となった。
- ・ 自治体と政策・制度の関係はについて、自治体は市民に不可欠な政策・制度を整備する機構で、その政策・制度を「よりよく整備する」ことが自治体の目標。
- ・ 議会の役割（政策議会の基礎）として、議会は多様な権限を託され、政策・制度を制御する主体であって、信託の成果は理念ではなく、政策・制度の本質そのものである。議会は公開の議論と決断を通じて、政策を「よい状態」にしていくことが必要。
- ・ 市民からの評価は、「行政だけより、議会があることで政策が良くなっている」と市民に認知されることが重要。そのためには成果（実績）と認知を高めていく活動が必要。
- ・ 議員・議会にとっての意義は、議員：自らの活動・知見を集約し、政策点を提起し、監査・提案できる機会を創っているか。議会：議員の監査・提案を通じて、行政の政策執行を間接的に制御する機会となっている。しかし十分に活かされているとは言えない。本来の役割が十分に発揮されていないという問題がある。

・ 2. 一般質問の機能と制度

議員にとって、議員が、自分の活動と知見を集約し、わがまちの〈政策・制度〉の争点を提起し、監査 提案できる機会。議会にとって、議会の一部である議員が行政の政策執行のありかたに、一般質問という権利で監査・提案することが出来て、自治体政策を間接的に制御する機会となっている。

・ 3. 一般質問を機能させるために

- ・ 一般質問は何故、機能しないのか。
- ・ 一般質問「そのもの」において課題が残念な質問でもったいない質問と、なっている場合がある。質問は「まちを良くする」ための問いになっているか、自己満足や独りよがりの質問になってかないか。点検する必要がある。
- ・ 数字を確認するだけの質問や論点を入れすぎて、ぼけた質問になっていないか。
- ・ 一般質としては個別的すぎる質問・合理的な根拠や論拠のない批判的な質問。国や県の政策や事業で地方自治体では関知できない事案の質問になっていないか。
- ・ 自身の政治信条の演説に終始した質問になっていないか。

・ 4. 政策会議の「資源」と「成果」

- ・ 「良いいい一般質問」とは、質問力は情報収集する力×争点に気づく力×の集約した力。

議員の質問力は総合的な政策形成力であり、議員の政治家としての活動と知見の集約。これを議会の政策資源として活かさないか、政策は必ず個人の思考から生まれる。

議員の争点提起を議会の政策資源に転換する仕組みを構築して行かなければならない。

- ・「ひとりでやる一般質問」の限界をこえる。一般質問の登壇者を「議場ひとりぼっち」にしない運用として、複数の議員が同じテーマについて異なる論点や視点で質問を行う
(議員間連携)・他の議員が質問の(回数・時間を限って)質問を認める(関連質問)
- ・一般質問を「議員ひとりのもの」にしない仕組みとして、一般質問を「議員が共有する「まちの課題」として実質的な議員間議論・対話に「議会としてとりあげるべき質問」
委員会につなぐ、委員会の所管事務調査に(北海道芽室町 岐阜県可児市)など。
- ・委員会代表質問の可能性(北海道別海町 滋賀県甲賀市(予定))
- ・全議員参加の「一般質問検討会議(磨き上げ)」(北海道別海町)市民への市政の課題や論点の提供→市政と議会にたいする関心の惹起など。
- ・新聞折り込みチラシや議会だよりでのPR(柄町 聴者評価)、一般質問の「その後」を追跡し、議会だよりなどでの掲載する(美深町海町)。
- ・議員を選ぶ「今議会のベスト一般質問質賞」などを実施している。(美深町海町)。

5. 【所感】

- ・議会の政策課題(資源)流入の「議員ルート」としての一般質問、(争点)の重要性。成果の源であり、議会という広場で扱われ、可視化され、議論される市民の「共有される関心・利益かが重要な視点。
- ・議員の二面性唯一選ばれた代表者としての面、議会を構成する一員としての面では予定調和しない、ときに矛盾する「二面性」のどちらも重要だが、伝統的に前者ばかりが意識されがち。しかし議員がもつ権限のすべては後者に由来していると感じた。「議会改革」とは「議会として」(後者)の考え方、活動とそれによる成果を目指し、「議員の支援者の総和」と「全市民」の差の自覚→後者に対する「責任」。これを議会としてほっとけない、という〈争点〉(課題)の共有をしなければならないことを学んだ。
- ・研修項目 ・2日目 「議員のコンプライアンスとハラスメント条例の作り方」
について
- ・講師
2日目 太田雅幸(弁護士)

昭和36年生まれ。東京大学法学部卒業後、昭和59年に衆議院法制局に入

局。20年にわたり内閣委員会、地方行政委員会等を担当し、法律案や修正案の作成に携わる。会員契約適正化法案、公職選挙法やNPO法などの改正案、年金改正法や有事法案の修正案の作成に参画。この間、最高裁判所司法研修所で司法修習(49期)。2005年11月退官し、弁護士登録(東京弁護士会)。現在、訴訟実務のほか、各自治体で条例立案支援や研修に携わる。主な著書に「政策立案者のための条例づくり入門」、「情報公開法の解説」等がある。

1 研修内容

○2日目(午前)「議員のコンプライアンス」

- ・愛媛県内子町と島根県出雲市の政治倫理条例をもとに「不当要求・介入」の防止について、議員が職員に働きかけをすること自体を否定するものではないが、職員の採用または昇進、行政指導、契約、補助金に交付その他職務の遂行に関し、特定の企業、個人、団体等のために不当な取り計らいをすることは、政治倫理に反する行為であるとの説明を受けた。
 - ・地域住民の実情・陳情を執行部に伝え、必要な措置をとるように促すことが、禁止されるわけではなく、正当な口利きか不当な要求かの線引きは「正当な理由なく特定のものを特別に取り扱う要望が不当要求に該当する」との判断で対処すべきと理解した。
 - ・「地位利用の金品受領」は、金品を受領したうえで、職員の採用試験に際し執行部に「私の知人の子息である」告げるだけでも、地位を利用した口利きとなり法に抵触する。
 - ・議会は行政監視の任に当たるに際して、執行部に対して必要な資料の提出を求めると自体は、原則的にパワーハラスメントの要件に該当しないが、資料要求は条例に基づく情報公開請求とは違い、条例で特段の定めをしていない限り、個々の議員の請求権ではないため、資料を取り寄せる具体的な必要性、切迫性、他の業務の繁忙度合を勘案し、執行部職員との話し合いで資料提供の理解を得るよ努める必要があることを理解した。
 - ・地域のインフルエンサーである議員は、不用意な人物攻撃をすると名誉棄損行為となる可能性があるため、慎重な発言が必要であることを学んだ。
 - ・民法第230条第1項には「公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した場合は、その事実の有無にかかわらず、刑罰に処される」ことが規定されている。
- また、刑法第230条の2には名誉棄損罪を定める規定として、①公共の利害、②専ら公益を図る目的、③事実の真実相当性の3要件が規定されており、議員に対する

名誉棄損の言論に関しては、加害者は③の事実の相当性の照明のみで不処罰となるが、議員から一般人に対する仕返しの発言は、①公共の利害、②専ら公益を図る目的の立証を経て初めて、③事実の真実相当性の証明を許されることとなる。これは、議員には常に「公共性」なり「公益性」が課せられているという意味合いであることを理解した。

○2日目(午後)「ハラスメント防止条例の作り方」

- ・国の法令におけるハラスメント規律は「パワハラ防止のための雇用管理上の措置義務を定める労働施策総合推進法」、「セクハラ防止のための雇用管理上の措置義務を定める男女雇用機会均等法」、「育児休暇等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務を定める育児休業・介護休業法」の3法令により規定されているが、いずれも「労働者」を保護するための規律である。「労働者」は、指揮命令下の労務提供をし、就労に対する対価の支払いを受ける者であり、指揮命令下の労務提供をする者にあたらぬ議員は「労働者」には該当しないため、この3法令のハラスメント規律はどれも該当しない。こうしたセクハラ・マタハラ防止に係る規律が政治家には及んでいないことを埋め合わせるために「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」第9条に性的な言動等に起因する問題への対応に関する条項が定められていることを学んだ。
- ・議員の職員に対するハラスメント加害事象が発生した場合に、市役所が講ずる「雇用管理上の措置」は「総務課長等で相談を受け付けること」、「首長から議長への必要な措置の申し入れ」等になり、こうした状況に対応するためにもハラスメント条例の制定が必要であると感じた。
- ・政治活動の自由や公平な政治参画への機会の阻害要因の除去を目的に制定され、非常に参考になる条例として「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例(大阪府条例)」があり、本条例では府議会議員のみならず府内市町村議会議員も利用できる相談員制度も設けられ、非常に精度の高い条例であると感じた。

【所感】

- ・議員活動に努めるに当たり、コンプライアンス(法令遵守)については概ね理解できているつもりであったが、講師より個別具体の事例を交えて説明いただくなかで、より認識を深めることができた。
- ・行政への「不当要求」はあってはならないことであるが、市民の実情や陳情を執行部に伝え、必要な是正を求めるためには働きかけが必要であるため、今後も臆することなく対応に努める必要があると感じた。
- ・質疑の中で「議員同士の政治的慣習」と「刑法に基づく議員の権利保護」の優位性

について質問をおこなったところ、講師は「政治的慣習はあくまで議員間のルールであり、議員が個人として刑法に基づき権利保護のためにおこなう行為が優位に立つ」との回答をいただいた。今後も慣習には配慮しながらも住民代表である議員の権利が侵害されることのないよう法に基づく権利の行使に努める必要があると感じた。

2 写真・資料等

視察研修行程表

会派名	「新政会」	
日程	令和8年1月27日(火)～1月28日(水)	
日次	月日(曜)	行程
1	1月27日 (火)	<p>①福知山駅(6:02発)＝<特急きのさき2号>＝京都駅(7:18着)(7:30発)＝<新幹線のぞみ216号>＝品川駅(9:38着)又は東京駅(9:45着)＝池袋駅…「としま産業推進プラザ」10:00～17:00」：2名</p> <p>②福知山駅(14:42発)＝<特急はしだて4号>＝京都駅(16:06着)(16:16発)＝<新幹線のぞみ244号>＝品川駅(18:20着)又は東京駅(18:27着)＝池袋駅…ホテルへ：2名</p> <p style="text-align: right;">宿泊先 京王プレッソイン池袋</p>
2	1月28日 (水)	<p>朝食後、徒歩又はタクシーにて「としま産業推進プラザ」へ(徒歩約15分) 「としま産業推進プラザ」10:00～17:00」…池袋駅＝東京駅又は品川駅 東京駅(18:12発)又は品川駅(18:19発)＝<新幹線のぞみ57号>＝京都駅(20:23着)(20:37発) ＝<特急はしだて9号>＝福知山駅(21:59着)：4名</p> <p style="text-align: right;">宿泊先</p>
3	()	

(様式3)

経費精算書

会派名 新政会

(単位:円)

月日	支出項目	支出額	領収書No.
1月19日	研修費 セミナー料	25,000円	No1
1月19日	研修費 セミナー料	25,000円	No2
1月19日	研修費 セミナー料	25,000円	No3
1月19日	研修費 セミナー料	25,000円	No4
1月19日	研修費 セミナー料	25,000円	No5
1月19日	研修費 セミナー料	25,000円	No6
1月27日	研修旅費	4,000円	No7
1月27日	研修旅費	4,000円	No8
1月28日	研修旅費	7,670円	No9
3月19日	研修旅費	180,940円	No10
	支出合計額	346,610円	

支出科目： 研修セミナー 費
合計金額： 25,000 円

〆

領収書

2026年1月19日

田淵 裕二 様

金額

¥ 25,000

但 2026年1月27日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

NO1

支出科目: 研修セミナー 費用
合計金額: 25,000 円

領収書

領収書

2026年1月19日

岡野 天明 様

金額

¥ 25,000

但 2026年1月27日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

No. 2

支出科目: 研修 セミナー 費
合計金額: 25,000 円

領収書

2026年1月19日

田淵 裕二 様

金額

¥ 25,000

但 2026年1月28日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

No3

支出科目: 研修セミナー 費
合計金額: 25000 円

領収書

2026年1月19日

岡野 天明 様

金額

¥ 25,000

但 2026年1月28日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

NO 4

支出科目： 研修セミナー 費用
合計金額： 25,000 円

領収書

2026年1月19日

片山 正紀 様

金額

¥ 25,000

但 2026年1月28日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

No.5

支出科目：研修費
合計金額： 25,000 円

領収書

2026年1月19日

井上 雄一 様

金額

¥ 25,000

但 2026年1月28日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

no 6

支出科目： 研修旅 費用
合計金額： 4,000 円

領 収 書

現金・切替・クーポン・割引 No.0219
日付 2026年01月27日
車番 000000 0000
運賃 ¥4,000-

運賃料金計 ¥4,000-

合計 ¥4,000-

内消費税等 ¥363-

消費税率 10%

上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます

Hanazawa Taxi

ドア番号：654



お忘れ物は下記所属団体へ
個人タクシー事業団協同組合
平日 9:00~17:00
TEL 03-3426-6151
時間外：お忘れ物センター
TEL 03-5976-9166

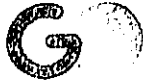
占付

品川駅より 東京都文京区千石2-34-6
廣瀬行政研究所

NO.7

納品書等貼付

支出科目: 研修 費
合計金額: 4,000 円



領収書

新政会様

¥4,000-

10%対象小計: ¥4,000 (うち消費税額¥364)

(内訳)

タクシー料金: ¥4,000

※高速料金、駐車場料金、迎車料金などがある場合はタクシー料金に含まれます

タクシー利用料金 (GO) として、正に領収いたしました。
(GO Pay (クレジットカード) にてお支払い)

NO. 8

乗車明細

利用日 2026/01/27(火)
乗車場所 東京都中央区八重洲2丁目
降車場所 東京都墨田区南池袋2丁目

発行日: 2026/03/27 (再発行) *以前発行した領収書は無効となります
Order ID: eaa7bfe1-fb5c-45ca-be71-5c08676a602f

GO株式会社
〒106-0041
東京都港区麻布台1丁目3-1
麻布台ヒルズ森JPタワー23F
TEL 050-3183-1250

支出科目: 研修旅 費用
合計金額: 7,670 円



領収書

新政会様

¥7,670-

10%対象小計: ¥7,670 (うち消費税額¥697)

(内訳)
タクシー料金: ¥7,670
※高速料金、駐車場料金、迎車料金などがある場合はタクシー料金に含まれます

タクシー利用料金 (GO) として、正に領収いたしました。
(GO Pay (クレジットカード) にてお支払い)

NO 9

乗車明細

利用日	2026/01/28(水)
乗車場所	東京都豊島区西池袋2丁目 廣瀬行政研究所
降車場所	東京都港区港南2丁目 品川駅

発行日: 2026/03/27 (再発行) *以前発行した領収書は無効となります
Order ID: 9e9c41d5-8894-437c-8620-2ac7785f9c8c

GO株式会社
〒106-0041
東京都港区麻布台1丁目3-1
麻布台ヒルズ森JPタワー23F
TEL 050-3183-1250

支出科目： 研修費 旅 費
合計金額： 180,940 円

領収書

No : 314-26-000044
管理番号 : 314-26-000041-1
発行日 : 2026/03/19

新政会 様

¥180,940-

但 1/27~28旅行代金として

記正に領収いたしました。

<<消費税>>

税率10%	180,940	内消費税	(16,449)
合計	180,940		16,449

〒530-0055

大阪府大阪市北区野崎町5-4-9

読売大阪ビル6階

株式会社読売旅行

40.10

旅行日程表

令和7年1月20日

ご旅行名	新政会 様		
旅行期間	令和8年1月27日（火）～ 1月28日（水） 2日間		
申込人員	大人4名様・小人 名様	合計4名様	方面 東京

日程	月日	行程	食事条件
1	1月27日 （火）	①福知山駅(6:02発)＝<特急きのさき2号>＝京都駅(7:18着)(7:30発)＝<新幹線のぞみ216号>＝品川駅(9:38着)又は東京駅(9:45着)＝池袋駅…「としま産業推進プラザ10:00～17:00」:2名 【一例】品川駅(9:38着)(9:46発)＝<山手外回り>＝池袋駅(10:14着) 東京駅(9:45着)(9:58発)＝<山手内回り>＝池袋駅(10:24着) ②福知山駅(14:42発)＝<特急はしだて4号>＝京都駅(16:06着)(16:16発)＝<新幹線のぞみ244号>＝品川駅(18:20着)又は東京駅(18:27着)＝池袋駅…ホテルへ:2名 【一例】品川駅(18:20着)(18:31発)＝<山手外回り>＝池袋駅(19:01着) 東京駅(18:27着)(18:37発)＝<山手内回り>＝池袋駅(19:03着)	
		利用宿泊施設 京王プレッソイン池袋 電話番号 - -	
2	1月28日 （水）	朝食後、徒歩又はタクシーにて「としま産業推進プラザ」へ(徒歩約15分) 「としま産業推進プラザ10:00～17:00」…池袋駅＝東京駅又は品川駅 東京駅(18:12発)又は品川駅(18:19発)＝<新幹線のぞみ57号>＝京都駅(20:23着)(20:37発)＝<特急はしだて9号>＝福知山駅(21:59着):4名 【一例】池袋駅(17:37発)＝<山手外回り>＝東京駅(18:01着) 池袋駅(17:38発)＝<山手内回り>＝品川駅(18:08着)	朝
※JR券は、福知山～京都:京都～東京で発券いたします			

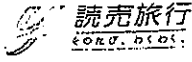
旅行代金内訳

旅行代金総額	¥180,940	お一人につき	¥45,235
--------	----------	--------	---------

	項目	単価	人員	総額	備考	項目	単価	人員	総額	備考
	交通費	JR代金	15,950	4	63,800	福知山～東京都内 東京都内～福知山	送料	600	1	600
JR代金		15,950	4	63,800					0	
				0				0		
				0				0		
				0				0		
小計				127,600		小計				600
宿泊代	京王プレッソイン池袋	12,635	4	50,540	諸税込	取扱手数料	550	4	2,200	
				0						
				0						
				0						
小計				50,540		合計				180,940

食事代				0
				0
				0
				0
	小計			

株式会社読売旅行関西営業課 観光庁長官登録旅行業第91号
 住所: 大阪市北区野崎町5-9
 TEL: 06-6364-7774 FAX: 06-6364-7776
 営業時間: 10時～17時(土日祝日は休み)
 営業課長: 西島 博之
 総合旅行業務取扱管理者: 西島 博之
 担当者: 北岸 善章



備考	※JRIは指定席特急券となります。 ※JR券は、福知山から東京駅で発券します。品川駅で途中乗下車が可能です。 乗車駅は東京都内ですので池袋駅は含まれます ※東京都内の税金(100円)が別途必要です
----	---